

第6章

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期について

1 新制度の全体像

子ども・子育て支援新制度について

1) 概要

「子ども・子育て」分野は、社会保障と税の一体改革において、年金・医療・介護とともに社会保障分野の一つに位置づけられました。そして、平成24（2012）年8月には、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、子ども・子育て関連3法（※）が成立しました。

これらの法律に基づき、平成27（2015）年4月から「子ども・子育て支援新制度」が施行されます。

※子ども・子育て関連3法

①子ども・子育て支援法

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識のもとに、社会全体で幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目指すもの。

②認定こども園法の一部を改正する法律

幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、認定こども園の充実を図るとともに、幼保連携型認定こども園について、単一の施設として認可・指導・監督等を一本化した上で、学校及び児童福祉施設としての法的な位置づけを付与し、その設置及び運営その他必要な事項を定めるもの。

③関係法律の整備等に関する法律

子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部を改正する法律の施行に伴い、児童福祉法など55の関係法律について規定を整備するもの。

2) 現行制度からの主な変更点

①市町村が制度の実施主体

・市町村は、子ども・子育て支援の実施主体として、市民の子ども・子育て支援に関する利用状況と利用希望を調査等により把握したうえで事業計画を作成し、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を計画的に提供していきます。

②消費税率引き上げに伴う財源確保

・社会保障と税の一体改革において、「子ども・子育て」は社会保障分野の一つに位置づけられ、消費税率引き上げ（5%→10%）に伴う増収分のうち、約0.7兆円が新制度の財源に充てられます。

③幼児期の学校教育・保育に関する給付制度の創設

・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設、地域の子ども・子育て支援の充実のために必要な事項を定めるもの。

④「地域子ども・子育て支援事業」の法定化

・地域子育て支援拠点や放課後児童クラブなど様々な事業（13事業）が「地域子ども・子育て支援事業」として法定化されました。これらの事業を、市の実情に応じて実施していきます。

2 新制度の事業体系

2 新制度の事業体系

新制度では、「施設型給付」及び「地域型保育給付」を創設し、この2つの給付制度に基づいて、従来バラバラに行われていた認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育等に対する財政支援の仕組みを共通化しています。

子ども・子育て支援給付

《現金給付》

■児童手当

《教育・保育給付》

■施設型給付

- ・認定こども園
- ・幼稚園（※）
- ・保育所（※）

※施設型給付の対象となる教育・保育施設として確認を受けない旨の申出を市町村に行った幼稚園に対しては、私学助成及び就園奨励費補助を継続します。

※私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁します。

■地域型保育給付

- ・小規模保育
- ・家庭的保育
- ・居宅訪問型保育
- ・事業所内保育

地域子ども・子育て支援事業

- ①利用者支援に関する事業
- ②時間外保育事業（延長保育事業）
- ③放課後児童健全育成事業（学童クラブ）
- ④子育て短期支援事業（ショートステイ）
- ⑤乳児家庭全戸訪問事業
- ⑥養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業（養育支援事業）
- ⑦地域子育て支援拠点事業（子育てひろばなど）
- ⑧一時預かり事業（一時預かり保育・トワイライトステイ）
- ⑨病児保育事業（病児・病後児保育）
- ⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑪妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健康診査）
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業



1) 子ども・子育て支援給付

「現金給付」

児童手当（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）に規定する児童手当をいう。以下同じ。）の支給とします。なお、この法律に別段の定めがあるものを除き、児童手当法の定めによります。

「教育・保育給付」

「施設型保育給付」

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」「幼稚園」「保育所」等の教育・保育施設です。市町村が事業者に対して施設型給付費を支給することになります。ただし、施設型給付は、次の2つの給付構成が基本となっています。

- ① 満3歳以上児童に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- ② 満3歳未満児童の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

認定区分	給付の内容	利用先
1号認定子ども お子さんが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合 〔子ども・子育て支援法第19条第1項第1号〕	■教育標準時間※ (4時間を標準)	幼稚園
		認定こども園
2号認定子ども お子さんが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合 〔子ども・子育て支援法第19条第1項第2号〕	■保育短時間 (パートタイム就労最長8時間) ■保育標準時間 (フルタイム就労最長11時間)	保育所
		認定こども園
3号認定子ども お子さんが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合 〔子ども・子育て支援法第19条第1項第3号〕	■保育短時間 (パートタイム就労最長8時間) ■保育標準時間 (フルタイム就労最長11時間)	保育所
		認定こども園
		小規模保育等

※教育標準時間外の利用については、一時預かり事業（幼稚園型）等の対象となります。

「地域型保育給付」

新制度では、定員が19人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象になります。

地域型保育給付対象事業は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の4種類から構成されます。

事業類型	認可定員	保育実施場所等
小規模保育事業	6～19人	保育者の居宅、その他の場所、施設
家庭的保育事業	1～5人	保育者の居宅、その他の場所、施設
居宅訪問型保育事業		保育を必要とする子どもの居宅
事業所内保育事業		事業所の従業員の子ども＋地域の保育を必要とする子ども

第6章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、
提供体制の確保の内容、実施時期について

2 新制度の事業体系 2) 地域子ども・子育て支援事業

2) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。各事業の概要は以下のとおりです。

事業名	概要
利用者支援に関する事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。
時間外保育事業（延長保育事業）	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業。
放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校余裕教室、児童館の他、専用スペース等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。
子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等で預かる、必要な保護等を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））。
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。
一時預かり事業 ※幼稚園が行う預かり保育は、新たな事業類型（幼稚園型）に再編	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行う事業。
病児保育事業（病児保育等）	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業。
ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。
妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業。
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業。

3 推計の手順

1) 人口推計

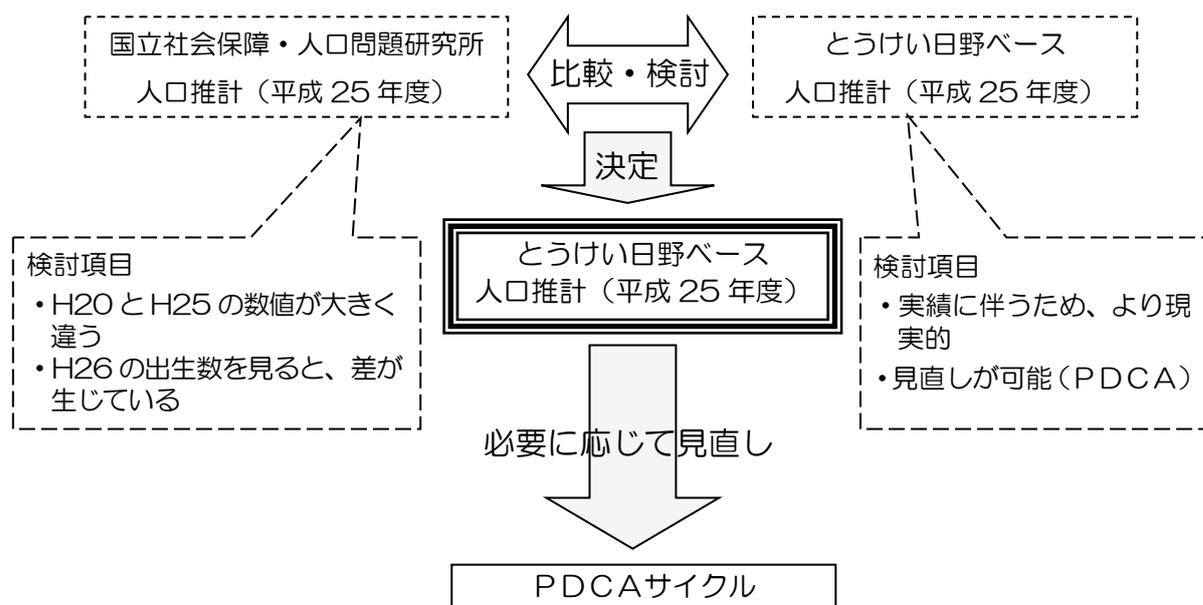
計画の基礎的数値となる人口推計については、とうけい日野をベースにコーホート要因法（男女別、年齢別の平成 21（2009）年度～平成 25（2013）年度までの人口変動要因（生存率・移動率（転入・転出）・25～34歳の女性子ども比、男女比を用い算出）により算出しました。

一般的に人口推計については、「国立社会保障・人口問題研究所」が広く公に周知されており、平成 25（2013）年度に推計値が見直しされました。日野市としても、数値を検証しましたが、過去5年の人口動態と比較した結果、推計値としては大幅な開きがあると判断せざるを得ませんでした。よって、より現実的な数値として、とうけい日野をベースとした人口推計としました。

また、人口推計においては、市内各地区（町丁目）ごとの積み上げという考え方もありますが、本計画においては全体の人口を捉え、各地区の状況を注視しながら施策展開を図っていきます。

なお、「人口」と「量の見込み」「確保方策」は関連していて、提供区域が需給調整の判断基準になることから1地区での設定が適正範囲（柔軟な調整が可能）であると判断しました。

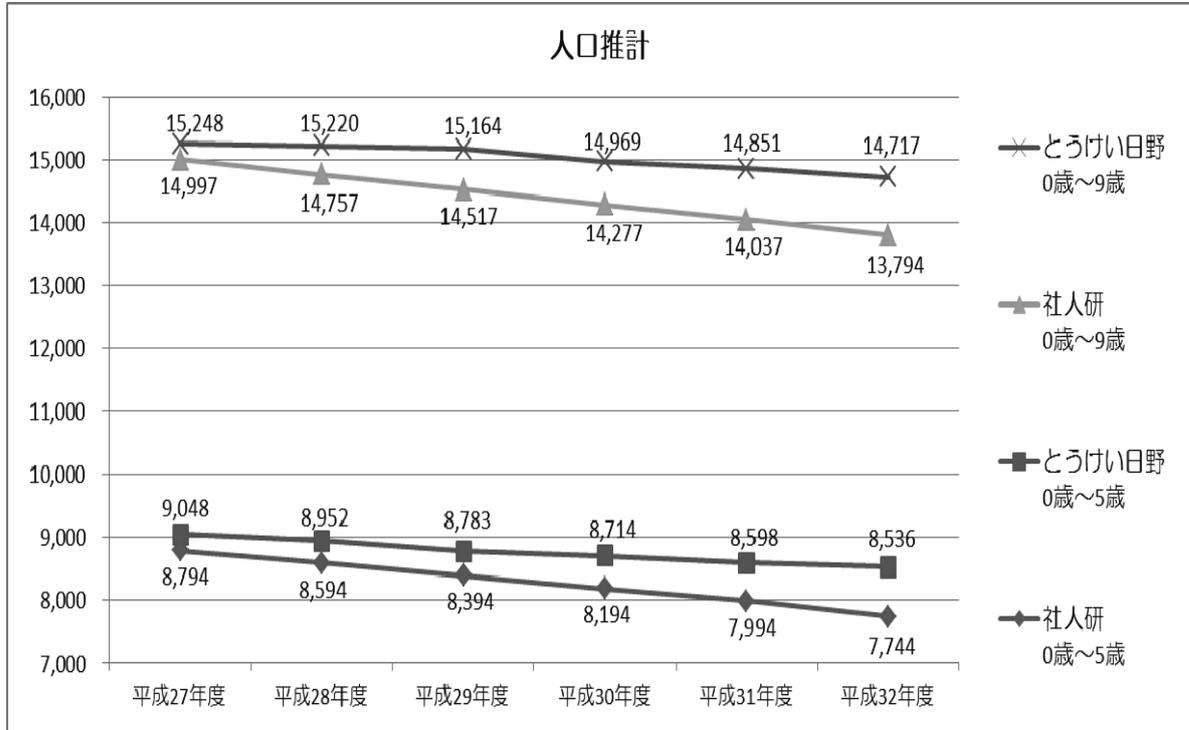
■人口推計決定までのおおまかな検討の流れ（フロー）



第6章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、
提供体制の確保の内容、実施時期について

3 推計の手順 1) 人口推計

■「国立社会保障・人口問題研究所」と「とうけい日野ベース」の比較

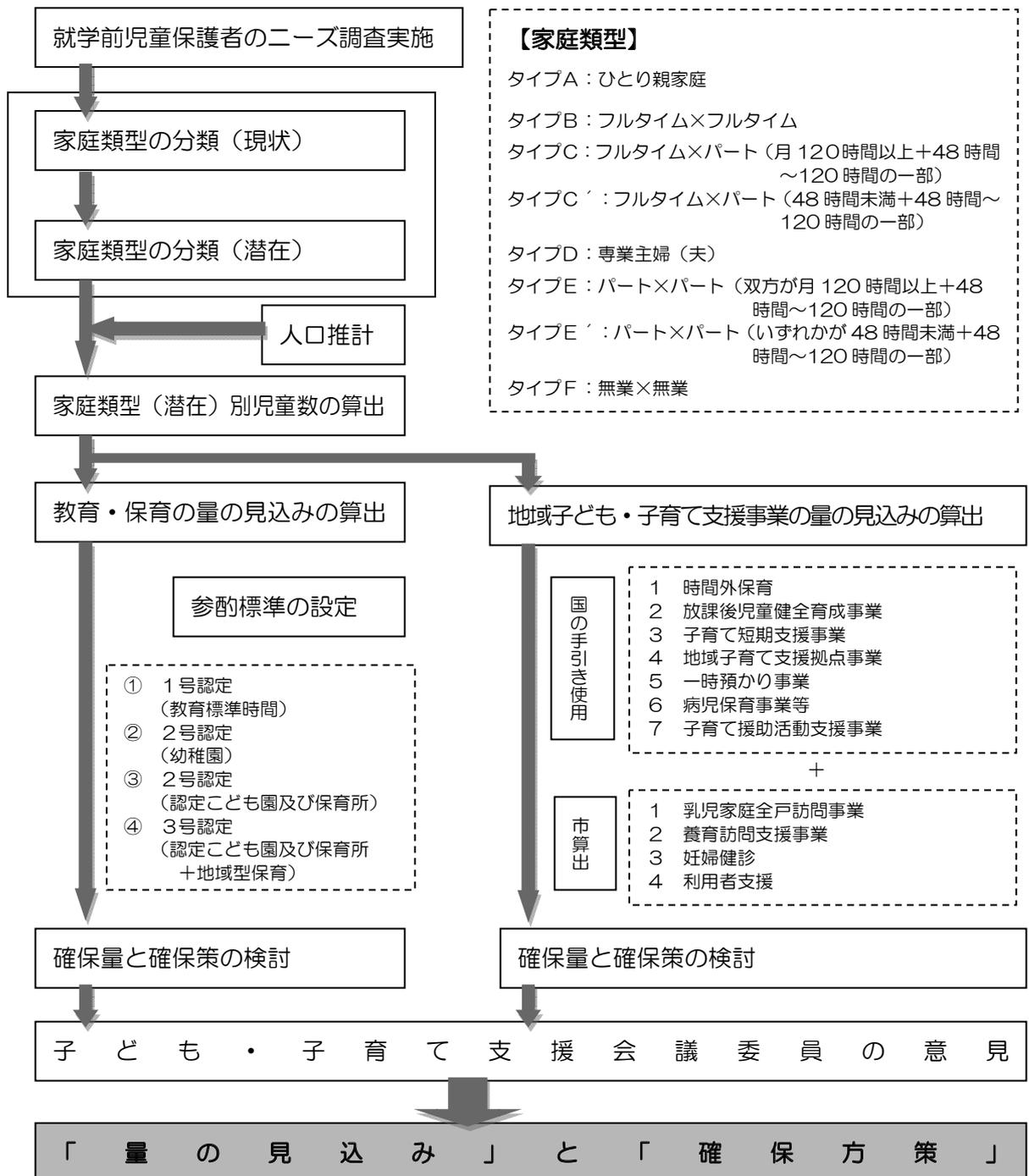


■とうけい日野ベースの人口推計（コーホート要因法）

年齢	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	1,405	1,399	1,387	1,373	1,360
1歳	1,470	1,450	1,444	1,432	1,417
2歳	1,521	1,472	1,452	1,446	1,434
3歳	1,494	1,527	1,477	1,457	1,451
4歳	1,606	1,492	1,525	1,475	1,455
5歳	1,552	1,612	1,498	1,531	1,481
6歳	1,536	1,553	1,614	1,500	1,533
7歳	1,632	1,543	1,559	1,621	1,506
8歳	1,541	1,646	1,556	1,573	1,635
9歳	1,491	1,546	1,652	1,561	1,579
10歳	1,633	1,497	1,552	1,658	1,567
11歳	1,624	1,644	1,506	1,562	1,669

2) ニーズ量推計のフロー

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童及び就学児童の保護者を対象としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」の手順に沿って算出し、本市の地域特性や各事業の特性や整合性等を検証し、かつ子ども・子育て支援会議委員の意見を伺いながら一部補正を行ったものです。



4 提供体制の確保の内容、実施時期 1) 提供区域 2) 教育・保育

① 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用実績

4 提供体制の確保の内容、実施時期

1) 提供区域

日野市では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域として、全市を1区域と捉えて設定します。今後の教育・保育等に係る施設整備及び各事業の提供にあたり、年度ごとの状況に柔軟に対応するため、市内全域での事業計画を策定します。

2) 教育・保育

① 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用実績

ア. 幼稚園・幼児園（主管課：保育課・学校課）

学校教育法に基づく教育機関で、保護者の就労状況に関わらず3歳から入園できます。3歳になる学年（満3歳児）の受け入れや預かり保育を行っている園もあります。

【過年度の実績】※基準日：各年度4月1日

単位：人/年

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
利用者 (1号認定・2号認定の一部)	2,515人	2,463人	2,384人	2,369人	2,322人

イ. 認可保育所等（主管課：保育課）

保護者の就労や疾病等で、家庭でお子さんをみることができない場合に、保護者の代わりに保育する施設です。

【過年度の利用実績】※基準日：各年度4月1日

単位：人/年

		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
利用者	2号認定 (その他)	1,809人	1,883人	2,011人	2,038人	2,074人
	3号認定 (0歳)	285人	302人	303人	298人	298人
	3号認定 (1・2歳)	1,079人	1,123人	1,179人	1,194人	1,244人



4 提供体制の確保の内容、実施時期 2) 教育・保育

② 量の見込み ③ 確保方策

②量の見込み（特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等）

【量の見込み】 ※基準日：各年度4月1日

単位：人/年

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	1号認定	2,002人	1,993人	1,937人	1,921人	1,888人
	2号認定	179人	178人	173人	172人	169人
	2号認定 (その他)	2,250人	2,240人	2,177人	2,159人	2,122人
	3号認定 (0歳)	330人	335人	337人	339人	342人
	3号認定 (1・2歳)	1,400人	1,407人	1,424人	1,444人	1,459人

※ 2号認定：幼児期の学校教育の利用希望が強い方

※ 2号認定（その他）：上記以外の方

③確保方策

ア. 幼稚園・幼児園（主管課：保育課・学校課）

【確保方策】

単位：人/年

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
確保方策 (1号認定・2号認定の一部)						

※過年度の実績で満たされています。

イ. 認可保育所等（主管課：保育課）

【確保方策】 ※基準日：各年度4月1日

単位：人/年

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
確保方策	2号認定 (その他)	30人	71人	84人	75人	71人
	3号認定 (0歳)		9人	9人	9人	9人
	3号認定 (1・2歳)		40人	47人	46人	40人

ウ. 特定地域型保育事業（主管課：保育課）

【確保方策】 ※基準日：各年度4月1日

単位：人/年

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
確保方策	3号認定 (1・2歳)	30人				

エ. 認可外保育施設（主管課：保育課）

【確保方策】 ※基準日：各年度4月1日

単位：人/年

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
確保方策	2号認定 (その他)	10人				
	3号認定 (0歳)	10人				
	3号認定 (1・2歳)	20人				

4 提供体制の確保の内容、実施時期 2) 教育・保育 ④ 受け入れ数

3) 地域子ども・子育て支援事業 ① 時間外保育事業 ② 放課後児童健全育成事業

④受け入れ数（特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等）

【受け入れ数】※基準日：各年度4月1日

単位：人/年

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
受け入れ数 (※)	2号認定 (その他)	2,114人	2,185人	2,269人	2,344人	2,415人
	3号認定 (0歳)	308人	317人	326人	335人	344人
	3号認定 (1・2歳)	1,294人	1,334人	1,381人	1,427人	1,467人

(※) 受け入れ数：③の確保方策により保育サービスを提供できる人数

3) 地域子ども・子育て支援事業

①時間外保育事業（主管課：保育課）

児童の保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う保育時間の延長に対する需要に対応するため、保育時間の延長を行うことにより、児童福祉の充実を図ることを目的とする事業です。

【過年度の実績】

単位：人/年

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
利用者		1,816人	1,987人	1,944人	2,016人

【量の見込みと確保方策】

単位：人/年

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	1,199人	1,187人	1,164人	1,155人	1,140人
確保方策					

②放課後児童健全育成事業（主管課：子育て課）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1年生から3年生（障害のある児童は4年生まで）を対象に、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

対象範囲：小学校1～6年生

※児童福祉法の改正により、対象児童が「おおむね10歳未満」から小学生に変更になりました。改正の趣旨は、年齢要件で本来必要な子どもが受け入れられないことがないようにということで、必ずしも6年生までの児童を全て受け入れなければならないということではありません。環境が整い次第、できるところから順次受け入れていきたいと考えています。

考え方：小学生の放課後は、基本的に児童館、学童クラブ、ひのうちの3つの事業で支えています。

実施箇所：36施設（平成26年度現在）